

あなたの判断をお手伝いするための相談窓口

「長崎市権利擁護・成年後見支援センター」

令和6年4月1日より「長崎市権利擁護・成年後見支援センター」を開所しました。センターでは、判断能力に心配のある高齢者や障害のある方の財産管理や契約手続きなどのお手伝いを行うための「**成年後見制度**」や「**日常生活自立支援事業**」についての相談や利用のためのお手伝いを行います。

このような困りごとはありませんか？

金銭の管理

お金の管理が難しい
通帳をなくしてしまう

制度の利用

福祉サービスの利用や
その手続きに不安がある

将来への不安

頼れる身内がない
子供の将来が心配



契約

悪質商法の被害が心配
自分一人で契約することが不安

契約書

地域や関係団体の皆様へ

「**成年後見制度**」や「**日常生活自立支援事業**」
に関する出前講座も行います。

次のようなお手伝いを行います

成年後見制度等を必要とする方が相談でき、適切に利用できるように、権利擁護支援の中核となる機関（**中核機関**）を設置し次のお手伝いを行います。



①広報

制度の啓発
講座の実施等



②相談

制度の説明
申立等



③後見人支援

後見人への育成
や支援、相談等



④制度利用促進

家庭裁判所や
関係機関との
連絡調整や連携等

電話 095-894-4500

メール：kenri@nagasaki-shi-shakyou.or.jp

場所：長崎市恵美須町4番5号NBC 3rdビル3階
【長崎市社会福祉協議会内】

月曜日～金曜日
9：00～17：00
（土日祝・年末年始はお休み）

成年後見制度とは？

判断能力に課題がある高齢者や障害者等の財産管理や契約行為などを、家庭裁判所より選任された後見人等が本人に代わり行う制度。

本人



認知症

知的
障害

精神
障害

その他



家庭裁判所が
選んだ人



家庭裁判所

家族
親族

専門家

その他

日常生活自立支援事業とは？

判断能力が不十分ではあるものの、ある程度の契約内容を理解できる方に対して、日常の範囲内でのお手伝いを行う事業。

●対象者●

- ①判断能力が不十分な方
(認知症高齢者や障害者等)
- ②契約能力のある方



●支援内容●

- ①福祉サービス利用の援助
- ②日常の金銭管理
- ③通帳等のお預かり



2つの制度の違い

事業名	判断能力	財産の量	支援の範囲	支援期間
成年後見制度	軽度から重度の認知症等	特になし	日常に留まらない範囲	ほとんどが亡くなるまで
日常生活自立支援事業	軽度の認知症等	500万円まで	日常の範囲	亡くなる、解約、後見移行